

〔ダイジェスト〕

## 6 地区社会福祉協議会活動総合支援事業について

### ◆事業のポイント

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が地域の実情に応じて選択できる形態とし、地区社協の独自性、自主性を支援します。

既に当該地区で実施している事業もあると思いますので、本事業の対象になるかのご確認をいただき、詳細については各総合福祉センターにお問い合わせをいただきたいと思います。※全事業を実施するものではありません。

### ◆助成金交付について

- 1 地区社会福祉協議会に助成金を交付します。

下記の書類提出をお願いします。

助成金申請書、実施計画書及び助成額、収支予算書

- 2 事業終了後、助成金請求書、実施報告書、収支決算書の提出をお願いします。

提出後、随時交付手続きをします。

※先駆的提案事業は概算払いをします。他の事業についても対応する場合があります  
るので各総合福祉センターにご相談ください。

